平成２３年（フ）第２６号
鹿児島県薩摩川内市百次町955番地　百次住宅３号棟11号室
債務者　駒高みどり
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第３６号
鹿児島県出水市野田町下名4343番地、前住所鹿児島県出水市野田町下名4338番地
債務者　井上不二夫
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第３７号
鹿児島県薩摩川内市東大小路町29番22号
債務者　川畑　紀子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第３８号
鹿児島県薩摩川内市宮内町1631番11　セジュールＥａｒｔｈ207号室、住民票上の住所鹿児島県薩摩川内市原田町11番８－１号
債務者　川畑　里美
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第３９号
鹿児島県薩摩川内市原田町11番８－１号、前住所鹿児島県薩摩川内市東大小路町29番22号
債務者　川畑絵美子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第１２６号
沖縄県那覇市楚辺２丁目５番14号仲地方２階
債務者　多良間ハツ子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２７７号
仙台市青葉区小田原５丁目３番40号　アルファ仙台203、住民票上の住所仙台市宮城野区小田原１丁目６番25号
債務者　佐藤　正弘
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３０６号
宮城県黒川郡大和町吉岡字古館83番地の２ルミエール館104
債務者　藤巻　法子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３１４号
宮城県宮城郡利府町花園２丁目17番地３
債務者　高橋利志子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１７７号
茨城県東茨城郡大洗町大貫町1644番地の１
債務者　高畠　雅延
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第９号
埼玉県秩父市山田1731番地４
債務者　帆足　仁美
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２３年（フ）第７９号
長野県塩尻市大字広丘原新田306番地11
債務者　上條　惠子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２３４号
京都市右京区梅津徳丸町５番地　セントポーリア梅津Ⅱ603号
債務者　三瀬　弘子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２６０号
京都市西京区下津林大般若町171番地　ロアールハイツ305号室
債務者　島本　玲香
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３９９号
京都市右京区太秦東蜂岡町２番地７　ムービーハイツ太秦109号
債務者　平野　千鶴
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４８７号
京都府城陽市水主北ノ口14番地　京都府営住宅水主団地２棟503号
債務者　高山住建こと　高山　　昇
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４８８号
京都府城陽市水主北ノ口14番地　京都府営住宅水主団地２棟503号
債務者　高山　弘美（債務発生時の姓下須）
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係